

沖縄県東村高江区周辺における在日米軍ヘリパッド建設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年一月九日

糸数慶子

参議院議長 江田五月 殿

沖縄県東村高江区周辺における在日米軍ヘリパッド建設に関する質問主意書

沖縄県東村高江区周辺における在日米軍のヘリパッド（ヘリコプター着陸帯）建設をめぐる防衛省・沖縄防衛局は二〇〇八年十一月、高江区の住民を債務者とする通行妨害禁止を求める仮処分命令を那覇地方裁判所に申し立てた（以下、「申し立て事件」という）。申し立て事件は、国が在日米軍の施設建設のために短絡的に司法の手を借り、建設反対の住民運動を排除しようという極めて異例な事案であるうえ、その申し立て内容においても八歳の子供を債務者（後に取り下げ）とするなど、ずさんが指摘されている。よって、以下、質問する。

- 一 防衛省は、申し立て事件の目的を明らかにされたい。
- 二 防衛省は、申し立て事件に至る経緯を具体的に明らかにされたい。
- 三 防衛省は、申し立て事件の内容（通行妨害の日時、人数、妨害行為の方法、手段等）を詳細に明らかにされたい。

四 既に東村には十五カ所のヘリパッドがあり、毎日昼夜を問わず高江集落上空で飛行訓練している。それにもかかわらず新たに高江区周辺に六カ所のヘリパッドを建設する理由は何か、明らかにされたい。

五 防衛省は、高江区周辺のヘリパッドでの米軍機・オスプレイの訓練を想定しているか、明らかにされた
い。

右質問する。